

令和7年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件（追加）

〈予算〉

- 1 令和7年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和7年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 3 令和7年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 4 令和7年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算
- 5 令和7年度墨田区一般会計補正予算
- 6 令和7年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 7 令和7年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 8 令和7年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

〈条例〉

- 1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 8 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 9 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 議員報酬の額 (月額)

区分	現 行	改 正 案
議 長	949,000円	980,000円
副 議 長	815,000円	841,000円
委 員 会 委 員 長	674,000円	696,000円
同 副 委 員 長	650,000円	671,000円
そ の 他 の 議 員	631,000円	651,000円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	令和7年度 (案)	令和8年度以降 (案)
年間支給月数	3. 88	3. 92 (+0.04)	3. 92 (+0.04)
6月	1.940	1.940 (—)	1.960 (+0.02)
12月	1.940	1.980 (+0.04)	1.960 (+0.02)

(2) 施行期日

ア 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 議員報酬の額に係る改正 本年12月1日

ウ 令和8年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和8年4月1日

2 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬の額を次のとおり改定する。

(月額)

区分	現行	改正案
教育委員会委員	241,000円	248,000円
選挙管理委員会委員長	305,000円	315,000円
同 委員	241,000円	248,000円
同 補充員	日額7,800円	日額8,100円
監査委員（議員選出委員）	152,000円	157,000円
同（識見者選出委員）	305,000円	315,000円

(2) 施行期日

本年12月1日

3 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額及び期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

ア 給料の額

(月額)

区分	現行	改正案
区長	1,175,000円	1,213,000円
副区長	949,000円	980,000円

イ 期末手当の支給月数

	現 行	令和7年度（案）	令和8年度以降（案）
年間支給月数	3. 8 8	3. 9 2 (+0.04)	3. 9 2 (+0.04)
6月	1.940	1.940 (—)	1.960 (+0.02)
12月	1.940	1.980 (+0.04)	1.960 (+0.02)

(2) 施行期日

ア 本年12月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
イ 給料の額に係る改正 本年12月1日
ウ 令和8年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和8年4月1日

4 墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、教育委員会教育長の給料の額を次のとおり改定する。

月額 876,000円 ⇒ 904,000円

※ 期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給することとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

本年12月1日

5 墨田区常勤の監査委員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、常勤の監査委員の給料の額を次のとおり改定する。

月額 652,000円 ⇒ 673,000円

※ 期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給することとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

本年12月1日

6 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、所要の改正をする。

(2) 内容

ア 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額を引き上げる。

・ 勧告の内容

給与の改定額・・・平均14,860円 (3.80%)

給料	12,383円
----	---------

はね返り	2,477円
------	--------

※ 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引き上げる。

イ 諸手当の改正 期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ

			年間支給月数		
			現行	令和7年度(案)	令和8年度以降(案)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	管理職員以外の職員	期末手当	2. 5 0	2. 5 2.5 (+0. 0 2.5)	2. 5 2.5 (+0. 0 2.5)
		6月	1. 250	1. 250 (—)	1. 2625 (+0. 0125)
		12月	1. 250	1. 275 (+0. 025)	1. 2625 (+0. 0125)
		勤勉手当	2. 3 5	2. 3 7.5 (+0. 0 2.5)	2. 3 7.5 (+0. 0 2.5)
		6月	1. 175	1. 175 (—)	1. 1875 (+0. 0125)
		12月	1. 175	1. 200 (+0. 025)	1. 1875 (+0. 0125)
		合計	4. 8 5	4. 9 0 (+0. 0 5)	4. 9 0 (+0. 0 5)
	管理職員	期末手当	2. 1 5	2. 1 7.5 (+0. 0 2.5)	2. 1 7.5 (+0. 0 2.5)
		6月	1. 075	1. 075 (—)	1. 0875 (+0. 0125)
		12月	1. 075	1. 100 (+0. 025)	1. 0875 (+0. 0125)
		勤勉手当	2. 7 0	2. 7 2.5 (+0. 0 2.5)	2. 7 2.5 (+0. 0 2.5)
		6月	1. 350	1. 350 (—)	1. 3625 (+0. 0125)
		12月	1. 350	1. 375 (+0. 025)	1. 3625 (+0. 0125)
		合計	4. 8 5	4. 9 0 (+0. 0 5)	4. 9 0 (+0. 0 5)
定年前再任用短時間勤務職員	管理職員以外の職員	期末手当	1. 4 0	1. 4 2.5 (+0. 0 2.5)	1. 4 2.5 (+0. 0 2.5)
		6月	0. 700	0. 700 (—)	0. 7125 (+0. 0125)
		12月	0. 700	0. 725 (+0. 025)	0. 7125 (+0. 0125)
		勤勉手当	1. 1 5	1. 1 7.5 (+0. 0 2.5)	1. 1 7.5 (+0. 0 2.5)
		6月	0. 575	0. 575 (—)	0. 5875 (+0. 0125)
		12月	0. 575	0. 600 (+0. 025)	0. 5875 (+0. 0125)
		合計	2. 5 5	2. 6 0 (+0. 0 5)	2. 6 0 (+0. 0 5)
	管理職員	期末手当	1. 2 2.5	1. 2 5 (+0. 0 2.5)	1. 2 5 (+0. 0 2.5)
		6月	0. 6125	0. 6125 (—)	0. 625 (+0. 0125)
		12月	0. 6125	0. 6375 (+0. 025)	0. 625 (+0. 0125)
		勤勉手当	1. 3 2.5	1. 3 5 (+0. 0 2.5)	1. 3 5 (+0. 0 2.5)
		6月	0. 6625	0. 6625 (—)	0. 675 (+0. 0125)

※ 令和7年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

[参考] 期末及び勤勉手当の年間支給月数

- 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
4. 8 5月 → 4. 9 0月 (+0. 0 5月)
- 定年前再任用短時間勤務職員
2. 5 5月 → 2. 6 0月 (+0. 0 5月)

ウ 医師及び歯科医師に係る初任給調整手当限度額の引上げ
東京都との均衡を考慮し、初任給調整手当限度額を引き上げる。
315, 200円 ⇒ 326, 900円

(3) 施行期日等

ア 紙料表の改定、本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正並びに医師及び歯科医師に係る初任給調整手当限度額の引上げ 公布の日

※ 紙料表の改定及び初任給調整手当限度額の引上げは、本年4月1日から適用する。

イ 令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和8年4月1日

7 墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、特定任期付職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり改定する。

号 紙	現 行	改 正 案
1	392,000円	408,000円
2	433,000円	451,000円
3	483,000円	503,000円
4	544,000円	566,000円
5	614,000円	639,000円
6	697,000円	725,000円
7	789,000円	821,000円

	年間支給月数		
	現行	令和7年度(案)	令和8年度以降(案)
期末手当	2.00	2.025(+0.025)	2.025(+0.025)
6月	1.00	1.000(——)	1.0125(+0.0125)
12月	1.00	1.025(+0.025)	1.0125(+0.0125)
勤勉手当	1.85	1.875(+0.025)	1.875(+0.025)
6月	0.925	0.925(——)	0.9375(+0.0125)
12月	0.925	0.950(+0.025)	0.9375(+0.0125)
合計	3.85	3.90(+0.05)	3.90(+0.05)

(2) 施行期日等

ア 給料月額の改定並びに本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 公布の日

※ 給料月額の改定は、本年4月1日から適用する。

イ 令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和8年4月1日

8 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり改定するほか、学校教育法の一部改正（7.6.18公布、8.4.1一部施行）により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

	年間支給月数		
	現行	令和7年度(案)	令和8年度以降(案)
期末手当	2. 50	2. 525(+0.025)	2. 525(+0.025)
6月	1.250	1.250(——)	1.2625(+0.0125)
12月	1.250	1.275(+0.025)	1.2625(+0.0125)
勤勉手当	2. 35	2. 375(+0.025)	2. 375(+0.025)
6月	1.175	1.175(——)	1.1875(+0.0125)
12月	1.175	1.200(+0.025)	1.1875(+0.0125)
合計	4. 85	4. 90(+0.05)	4. 90(+0.05)

(2) 施行期日

ア 本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 公布の日
 イ 令和8年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正並びに学校教育法の一部改正による引用条文の移動に伴う改正 令和8年4月1日

9 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、教育公務員特例法の一部改正（7.6.18公布、8.1.1一部施行）に伴い、義務教育等教員特別手当の月額について、校務類型に係る業務の困難性等を考慮する旨の規定を加える。

(2) 内容、施行期日等

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様とする。ただし、義務教育等教員特別手当の月額について、校務類型に係る業務の困難性等を考慮する旨の規定を加える改正規定の施行日は、令和8年1月1日とする。

令和7年度 墨田区一般会計補正予算(第7号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
147,912,876	811,147	148,724,023

◇ 歳 出 811,147 千円

1	議員報酬・特別職人件費等	8,102千円
(1)	議員報酬追加	5,957千円
(2)	特別職人件費追加	1,520千円
(3)	行政委員報酬追加	625千円
2	職員給与費追加	509,993千円
3	会計年度任用職員給与費追加	250,379千円
4	特別会計繰出金	42,673千円
(1)	国民健康保険特別会計繰出金追加	25,253千円
(2)	介護保険特別会計繰出金追加	14,768千円
(3)	後期高齢者医療特別会計繰出金追加	2,652千円

◇ 歳 入 811,147 千円

1	特別区交付金	811,147千円
(1)	特別区財政調整交付金(普通交付金)追加	811,147千円

令和7年度 墨田区国民健康保険特別会計補正予算(第2号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
26,929,000	25,253	26,954,253

◇ 歳 出 **25,253 千円**

1 職員給与費追加 20,900千円
2 会計年度任用職員給与費追加 4,353千円

◇ 歳 入 **25,253 千円**

1 繰入金 25,253千円
(1) 一般会計繰入金追加 25,253千円

令和7年度 墨田区介護保険特別会計補正予算(第2号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
23,816,000	14,768	23,830,768

◇ 歳 出 **14,768 千円**

1 職員給与費追加 12,152千円
2 会計年度任用職員給与費追加 2,616千円

◇ 歳 入 **14,768 千円**

1 繰入金 14,768千円
(1) 一般会計繰入金追加 14,768千円

令和7年度 墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
7,166,848	2,652	7,169,500

◇ 歳 出 **2,652 千円**

1 職員給与費追加 2,423千円
2 会計年度任用職員給与費追加 229千円

◇ 歳 入 **2,652 千円**

1 繰入金 2,652千円
(1) 一般会計繰入金追加 2,652千円

令和7年度 墨田区一般会計補正予算(第8号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
148,724,023	900,883	149,624,906

◇ 歳 出 **900,883 千円**

1 総務費	739,267千円
(1) 総務管理費	739,267千円
・ 財政調整基金積立金追加	697,867千円
令和6年度特別会計決算剰余金のうち、一般会計繰入金に相当する額を積み立てる。 併せて、当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額を増額する。	
・ 減債基金積立金追加	2,000千円
当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額を増額する。	
・ 公共施設等整備基金積立金追加	35,600千円
当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額を増額する。	
・ 文化観光基金積立金追加	3,800千円
当初想定より基金運用収益が増加する見込みのため、基金利子積立額を増額する。	
2 区民生活費	55,133千円
(1) 区民諸費	15,021千円
・ 新しい窓口サービス実行計画事務費追加	15,021千円
マイナンバーカード専用窓口の混雑を緩和する必要があることから、窓口増設及びレイアウト変更を行うため、予算を増額する。	
(2) 戸籍及び住民基本台帳費	4,004千円
・ 住民基本台帳事務費追加	4,004千円
マイナンバーカード及び在留カード等が一体化することに伴い、専用端末等の調達を行うため、予算を増額する。	
(3) 区民活動推進費	36,108千円
・ 協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業費追加	36,108千円
すみだの夢応援助成事業について、寄付額の増加が見込まれるため、基金積立金及び事業経費を増額する。	
3 資源環境費	7,000千円
(1) 環境保全費	7,000千円
・ 地球温暖化対策助成事業費追加	7,000千円
地球温暖化防止設備導入助成金について、申請件数の増加により予算に不足が見込まれるため、予算を増額する。	
4 民生費	74,150千円
(1) 社会福祉費	1,765千円
・ 後期高齢者医療特別会計繰出金追加	1,765千円
後期高齢者医療特別会計における保険料軽減措置負担金の予算増額に伴い、一般会計繰出金を増額する。	
(2) 心身障害者福祉費	13,814千円
・ 自立支援給付事業費追加	13,814千円
自立支援給付について、件数及び金額の増加により予算に不足が生じる見込まれるため、予算を増額する。	

(3) 児童福祉費	58,571千円
・認可保育所等の給食実施等に対する支援事業費追加	16,111千円
給食材料費及び光熱費の高騰に伴う事業者の負担軽減の補助を継続するため、予算を増額する。	
・認可保育所等熱中症対策支援事業費	14,700千円
区内の児童館、保育園等に熱中症対策に係る物品を整備するため、予算を計上する。	
・家事・育児サポート事業費追加	15,000千円
家事・育児サポート事業について、利用件数の増加により予算に不足が見込まれるため、予算を増額する。	
・都立児童相談所誘致における準備経費	12,760千円
すみだ保健子育て総合センター内への都立児童相談所の誘致に必要となる施設整備を実施するため、予算を計上する。	
5 土木費	15,000千円
(1) 道路橋梁費	15,000千円
・細街路拡幅整備事業費追加	15,000千円
細街路拡幅整備事業の整備工事費について、1件当たりの工事費の増加等により予算に不足が見込まれるため、予算を増額する。	
6 教育費	10,333千円
(1) 小学校費	3,575千円
・学校管理業務委託費追加	3,575千円
小学校の管理業務委託について、昨今の急激な人件費等の上昇により、契約締結時の想定を超えた受託者負担が生じ、契約の安定的な履行に係る影響が大きいことから、緊急的な措置として契約金額の変更を行うため、予算を増額する。	
(2) 中学校費	5,403千円
・学校管理業務委託費追加	5,403千円
中学校の管理業務委託について、昨今の急激な人件費等の上昇により、契約締結時の想定を超えた受託者負担が生じ、契約の安定的な履行に係る影響が大きいことから、緊急的な措置として契約金額の変更を行うため、予算を増額する。	
(3) 幼稚園費	1,355千円
・幼稚園管理業務委託費追加	555千円
幼稚園の管理業務委託について、昨今の急激な人件費等の上昇により、契約締結時の想定を超えた受託者負担が生じ、契約の安定的な履行に係る影響が大きいことから、緊急的な措置として契約金額の変更を行うため、予算を増額する。	
・幼稚園運営費追加	800千円
公立幼稚園における熱中症対策を行うことにより、安全・安心で質の高い環境を整備するため、予算を増額する。	

◇歳入	900,883 千円
1 国庫支出金	4,004千円
(1) 国庫委託金	4,004千円
・中長期在留者住居地届出等事務委託費追加	4,004千円
2 都支出金	45,038千円
(1) 都補助金	45,038千円
・環境政策加速化事業費追加	1,200千円
・子供家庭支援区市町村包括補助事業費追加	14,700千円
・保育所等物価高騰緊急対策事業費追加	13,338千円
・出産・子育て応援事業費追加	15,000千円
・公立幼稚園等熱中症対策費補助事業費	800千円
3 財産収入	72,400千円
(1) 財産運用収入	72,400千円
・財政調整基金利子追加	31,000千円
・減債基金利子追加	2,000千円
・公共施設等整備基金利子追加	35,600千円
・文化観光基金利子追加	3,800千円
4 寄付金	18,000千円
(1) 寄付金	18,000千円
・協治(ガバナンス)まちづくり推進基金指定寄付金追加	18,000千円
5 繰越金	76,574千円
(1) 繰越金	76,574千円
6 繰入金	684,867千円
(1) 基金繰入金	18,000千円
・協治(ガバナンス)まちづくり推進基金からの繰入金追加	18,000千円
(2) 特別会計繰入金	666,867千円
・国民健康保険特別会計からの繰入金追加	475,423千円
・介護保険特別会計からの繰入金追加	100,185千円
・後期高齢者医療特別会計からの繰入金追加	91,259千円

II 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
都立児童相談所誘致における準備経費	令和8年度 ～ 令和9年度	41,000

令和7年度 墨田区国民健康保険特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
26,954,253	727,253	27,681,506

◇ 歳 出 **727,253 千円**

1 諸支出金	727,253 千円
(1) 償還金及び還付金	251,830 千円
・ 国庫支出金等返還金追加	251,830 千円
(2) 繰出金	475,423 千円
・ 一般会計への繰出金追加	475,423 千円

◇ 歳 入 **727,253 千円**

1 繰越金	727,253 千円
(1) 繰越金	727,253 千円

令和7年度 墨田区介護保険特別会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
23,830,768	345,824	24,176,592

◇ 歳 出 **345,824 千円**

1 諸支出金	345,824 千円
(1) 還付金及び還付加算金	77,961 千円
・ 第一号被保険者保険料過誤納還付金追加	1,494 千円
・ 国都等返還金追加	76,467 千円
(2) 繰出金	100,185 千円
・ 一般会計への繰出金追加	100,185 千円
(3) 基金積立金	167,678 千円
・ 介護給付費準備基金積立金追加	167,678 千円

◇ 歳 入 **345,824 千円**

1 繰越金	345,824 千円
(1) 繰越金	345,824 千円

令和7年度 墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
7,169,500	300,156	7,469,656

◇ 歳 出 **300,156 千円**

1 広域連合納付金	207,148千円
(1) 広域連合納付金	207,148千円
・ 保険料等負担金追加	203,458千円
・ 保険料軽減措置負担金追加	3,690千円
2 諸支出金	93,008千円
(1) 償還金及び還付加算金	1,749千円
・ 東京都後期高齢者医療広域連合等返還金追加	1,749千円
(2) 繰出金	91,259千円
・ 一般会計への繰出金追加	91,259千円

◇ 歳 入 **300,156 千円**

1 後期高齢者医療保険料	174,805千円
(1) 後期高齢者医療保険料	174,805千円
2 繰入金	1,765千円
(1) 一般会計繰入金	1,765千円
3 繰越金	123,586千円
(1) 繰越金	123,586千円